

多様な畜産・酪農推進事業

【915（1,169）百万円】

事業のポイント

多様な畜産・酪農経営の実現と消費者ニーズに対応した畜産物を安定的に供給するため、種畜の能力検定等による家畜改良増殖や特色ある家畜の活用、口蹄疫発生農家等への優良家畜導入の推進、和牛遺伝資源の保護・活用、電子標識耳標を活用した家畜個体識別システムの実用化等を推進します。

（家畜改良増殖とは）

- ・ 家畜の改良増殖は、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるとともに、畜産物の生産コストの低減や品質向上を通じて、食料自給率の向上にも貢献。
- ・ 家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体のみを選抜し、その選抜された家畜を利用し増殖することが不可欠。
- ・ このため、家畜改良増殖法に基づき「家畜改良増殖目標」を策定し、計画的な改良増殖を推進。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成32年度）の達成

<主な内容>

1. 家畜改良増殖の推進

種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するために必要なデータ（泌乳、枝肉、血統等）を全国的・効率的に収集する体制整備や、DNA解析情報を活用した評価手法の開発を行うとともに、特色ある優良遺伝資源を効率的に活用するため、ブラウンスイス種等の多様な品種の受精卵導入等を支援します。

また、口蹄疫発生農家等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜の導入を推進します。

（家畜改良対策推進 666（499）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体、大学、生産者集団、独法等）

2. 和牛の遺伝資源の保護・活用対策の推進

和牛精液ストローの流通管理を強化するため、和牛精液の生産、使用状況を集約する地域システムの拡大と全国システムの連携を支援。

（和牛精液等流通管理体制構築推進 49（128）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、独法等）

3. 家畜個体識別システム利活用の促進

家畜個体識別システムと電子標識を組み合わせることで活用することによる、畜産農家での導入効果を定量的に把握するとともに、飼養管理等の効率化や消費者等への情報提供等に資する高度な家畜個体識別システムの実用化を推進します。

（家畜個体識別システム利活用促進 87（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、独法等）

(1) 家畜改良対策推進

【666(499)百万円】

事業のポイント

種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するための体制整備やDNA解析情報を活用した評価手法の開発を行うとともに、多種多様な畜種・品種の増殖を図ることにより、特色ある畜産物の生産を行い、多様な畜産・酪農経営の実現を推進します。さらに、口蹄疫発生農家等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜導入の推進を図ります。

(遺伝的能力評価とは)

畜産物の生産効率に影響する要因は、生産環境に関わる飼養管理と家畜の持って生まれた遺伝的能力の2つに大別されます。この遺伝的能力は、母側からの卵子と父側からの精子が持っている遺伝子により決定されます。遺伝的能力評価は、個体の遺伝的な部分を評価するものであり、この結果を基礎として後代を残す個体を選抜することになるため、可能な限り正確な評価を行う必要があります。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成32年度）の達成

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 多様な育種素材の評価と活用

① 遺伝的能力評価の推進

遺伝的能力評価データの精度を向上させるため、乳用牛においては乳器等の体型や飼料給与等に係るデータ収集、肉用牛においては枝肉等に係るデータ収集、豚においては血縁構築のための種豚を導入すること等により、効率的な家畜改良を推進します。

【補助率：定額、1/2以内】

② 特色ある優良遺伝資源の活用（新規）

特色ある優良遺伝資源を効率的に活用するため、ブラウンスイス種等の多様な品種の受精卵導入や、山羊やめん羊等の家畜導入を支援します。

【補助率：1/2以内】

(2) 新しい評価手法の確立

遺伝的能力評価値にDNA解析情報を加味した新たな評価手法の開発や、和牛の早熟性等に係る評価手法の確立を推進します。

【補助率：定額】

(3) 口蹄疫発生農家等への優良家畜導入（新規）

口蹄疫発生農家等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜の導入を推進します。

【補助率：1/2】

2. 事業実施主体

民間団体、大学、生産者集団、独法等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2587（直））]

(2) 家畜個体識別システム利活用促進（新規）

【87（0）百万円】

事業のポイント

家畜個体識別システムと電子標識を組み合わせ、牛の飼養管理の効率化等を図るとともに、消費者等への情報提供に資する高度な家畜個体識別システムの実用化を推進します。

（家畜個体識別システムとは）

- ・ 我が国では、国内で飼養するすべての牛に個体識別番号を印字した耳標を装着し、個体別に出生、異動等を管理する家畜個体識別システムが構築され、家畜の疾病等の問題が生じた際や各種事業等の適正な執行に利用されており、消費者等に対してもインターネットを通じ公開され、国産牛肉に対する消費者の信頼性確保に大きく貢献しています。
- ・ 一方、海外では、オーストラリアやカナダ等において、個体識別に電子標識が利用されており、我が国においても推進すべき電子標識の規格の統一を図っているところです。

政策目標

電子標識の導入による飼養管理等の効率化により、
酪農：116千円、肥育：397千円のコスト（手間）削減
※酪農50頭規模、肥育200頭規模を想定

<主な内容>

1. 家畜個体識別システム利活用の促進

(1) 電子標識の利用にかかる検討及び検討を踏まえたシステムの拡充

有識者等からなる検討会を開催し、電子標識の高度利用にかかる検討を実施するとともに、検討内容を踏まえ畜産農家等で電子標識が利用可能となるようシステムを拡充します。

【補助率：定額】

(2) 電子標識による飼養管理の効率化等の実証

畜産農家等へ電子標識を導入し、飼養管理の効率化等を実証するとともにその効果を定量的に把握します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体、独法等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2276（直））]